

令和6年4月1日

「北原小学校いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月1日 文部科学大臣決定）、東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「北原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 北原小学校の基本方針

【基本方針1】 いじめを許さない、見過ごさないという雰囲気を学校全体に醸成する。

【基本方針2】 児童一人一人に自己有用感を高めるとともに、自他を尊重する態度を育てる。

【基本方針3】 いじめを早期発見のために、多面的・組織的・継続的な児童理解と情報収集に努める。

【基本方針4】 いじめを発見した場合は、正確な実態把握に基づき、適切な指導・支援体制により、組織的かつ迅速な対応をする。

【基本方針5】 学校と家庭との連携・協働体制を強化するとともに、地域社会・関係諸機関と適切に連携を図る。

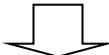
2 対策方針の北原小学校の基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象と

なった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行より】

本校では、上記の定義を十分に受け止め、全教職員がいじめについて以下のように共通認識をした。



- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こるものであるということ。
- ②いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない、許してはいけない行為であるということ。
- ③いじめは大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見することが難しいものであるということ。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見かたや考え方は誤りであるということ。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等、刑罰法規に抵触するものであるということ。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であるということ。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方とも大きな関わりをもっているということ。
- ⑧いじめは学校・家庭、地域社会など、すべての関係者及び関係機関が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であるということ。

③ 北原小学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

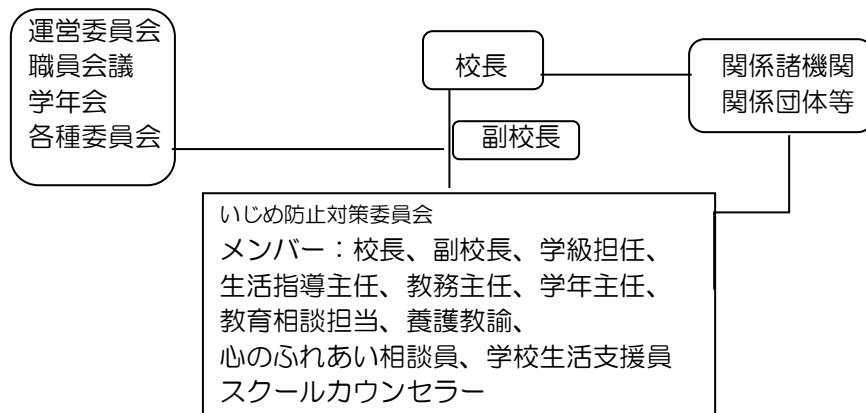
①北原小学校いじめ防止基本方針の策定

- 児童一人一人が認められ、互いに思いやれる雰囲気作りに学校全体で取り組む。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを推進し、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、学習を通して満足感・達成感・成就感を味わわせ、自己有用感や自他を尊重する態度を育む。
- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることも、いじめを肯定している行為であることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へ転換を促す。
- 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長した

りすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②いじめ防止対策委員会の設置

- 本校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。
- 構成メンバーは、校長・副校長・学級担任・教務主任・生活指導主任・学年主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員 などとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関や関係団体等と連携して実効的な取組を行う。



③重大事態が発生した場合

- 重大事態が発生した際は、いじめ防止対策委員会が、質問紙票(アンケート)使用等、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を確認する。
- 調査を行ったときは、その結果を区に報告する。また報告を対外的に行う場合には、保護者と相談し、報告の範囲は、児童への影響を考慮して、教育的に配慮する。

④いじめ問題に対応する体制の整備

- 学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対応するため、開かれた学校づくり協

議会などの有識者による相談体制を整える。

(2) いじめの防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○いじめに関する授業を年1回以上、実施する。

「生命尊重」に関わる授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

○情報モラル教育の充実やコミュニケーション能力の育成、体験活動の充実、自尊感情や自己肯定感の育成などをする。

○児童の自己有用感の高揚すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人一人に自信をもたせる。

○学習環境の整備授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

②児童の主体的な活動の推進

○「いじめ防止月間」を6月、11月、2月に設定し、代表委員会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

③教職員の指導力の向上

○管理職を中心に校内研修（いじめ問題に対する正しい理解、カウンセリング能力向上、情報モラル、SNSに関するトラブル防止に関する指導力の向上等）を企画し、個々の児童への指導の充実を図る。

○管理職は不適切な行為や体罰に関する研修を実施する。

○情報モラルに関する指導力の向上に努め、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な内容、安全に活用するための知識・技能を身に付ける。

(3) いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

○定期的にいじめ実態調査を行い（年間3回、6月、11月、2月）、いじめの疑いの事例を含めて実態を把握する。

○休み時間、放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係の状況や個々の悩みの把握に努める。

○いじめの状況や児童の欠席状況など、調査分析し、いじめの未然防止につながる取組や対応事例をまとめること。

②教育相談の充実

- スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、養護教諭の活用
スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭が授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。
- いじめ相談窓口の拡大
学校内にいじめ相談箱を設置し、児童が相談する相手を選ぶことができるようになります。
- 5年生児童とスクールカウンセラー、心のふれあい相談員との関わりの場を、設定し（給食の時間、学級活動 等）、教職員への助言や研修につなげる。

③保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

- 保護者へは保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。
- 三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。
- 携帯電話やインターネットを利用するときの、より望ましい利用の在り方を考え家庭内でのルールを決めるよう促す。「SNS学校ルール」は、保護者にも周知して家庭の協力を得られるようにする。
- いじめの定義やいじめの認知件数の調査結果、いじめ防止に関する取組や、豊かな心の育成に向けた実践などを、保護者・地域に向けて発信する。
- 練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして、国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度全ての児童に配布するとともに、校内掲示をする。また、保護者への周知を行う。

(4) いじめへの対応

①いじめられる側の児童への支援

- いじめの初期段階から速やかに対応し、いじめの疑いがあると思われるケースについては、「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を基に、いじめの状況を確認する。
- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、児童に心理的負担を与えないように配慮する。
- いじめられる側の児童および保護者にとって信頼できる人と連携し、いじめられる側に寄り添える体制をつくる。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携のもと、心のケアとともに、必要な支援を実施する。
- 児童に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげる。

③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- いじめを知らせた児童には、守り通すことを伝える。
- 組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

④学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の児童といじめる側の児童、他の児童との関係修復を経て、いじめられる側の児童が健康かつ安心して登校でき、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するとの認識を、教職員全員で共通理解をしたうえで、その対応に一丸となって努める。
- 迅速に会議を開催し、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担して、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童、保護者への指導・助言、関係する児童への心のケアを行う。
- いじめの疑いがある行為は、早い段階から教職員等が関わりをもち、いじめられた児童およびいじめを知ってきた児童の安全を確保する。

⑤重大事態への対処

- 重大事態の報告
重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- 調査の趣旨及び調査主体
速やかに、質問紙票等の調査を行い重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をする。
- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

- 重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。
- 調査結果の提供及び報告
いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

⑥インターネット上のいじめ対応

- 練馬区教育委員会との連携を密にして、被害等の拡大を避けるため、削除要請を迅速に行ったり、警察や外部の専門機関等の協力や援助を求めたりする。
- 研修や資料等でインターネットや携帯電話等に関する基本的な知識の習得に努める。

⑦校（園）種間及び関係機関との一層の連携

- 卒業時等における的確な情報伝達、入学後の情報連携の継続、関係機関との情報共有する。

4 付則

付則（平成26年 5月 1日付 練北原小発 第17号）

この「北原小学校いじめ防止基本方針」は平成26年 5月 1日から施行する。

- ・平成30年4月 改訂
- ・平成30年10月 改訂